ハ　当該株式移転完全子法人を被合併法人とする適格合併　当該株式移転の時から当該適格合併の直前の時まで当該株式移転に係る株式移転完全親法人（特定適格合併に係る合併法人を含む。）と株式移転完全子法人との間に当該株式移転完全親法人による完全支配関係が継続すること。

五　前号中「株式移転完全子法人」とあるのを「他の株式移転完全子法人」と読み替えた場合における同号に掲げる要件

第四条の三第十九項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第二条第十二号の十六ハ」を「第二条第十二号の十七ハ」に、「にあつては、親法人完全支配関係があるものに限る」を「を除く」に改め、「要件（」の下に「当該株式交換の直前に」を加え、「の株主の数が五十人以上である」を「と他の者との間に当該他の者による支配関係がない」に改め、同項第一号中「営む」を「行う」に、「次号及び第四号において同じ。）と当該」を「以下この項において同じ。）と当該」に改め、同項第三号から第五号までを次のように改める。

三　株式交換に係る株式交換完全子法人の当該株式交換の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該株式交換完全子法人の業務（当該株式交換後に行われる適格合併又は当該株式交換完全子法人を分割法人若しくは現物出資法人とする適格分割若しくは適格現物出資（以下この号及び次号において「適格合併等」という。）により当該株式交換完全子法人の子法人事業が当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（以下この項において「合併法人等」という。）に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人等の業務を含む。）に引き続き従事することが見込まれていること。

四　株式交換に係る株式交換完全子法人の子法人事業（親法人事業と関連する事業に限る。）が当該株式交換完全子法人（当該株式交換後に行われる適格合併等により当該子法人事業が当該適格合併等に係る合併法人等に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人等を含む。）において引き続き行われることが見込まれていること。

五　株式交換により交付される当該株式交換に係る株式交換完全親法人の株式又は法第二条第十二号の十七に規定する株式交換完全支配親法人株式のいずれか一方の株式（議決権のないものを除く。）のうち支配株主（当該株式交換の直前に当該株式交換に係る株式交換完全子法人と他の者との間に当該他の者による支配関係がある場合における当該他の者及び当該他の者による支配関係があるもの（当該株式交換完全親法人を除く。）をいう。以下この号において同じ。）に交付されるもの（以下この号において「対価株式」という。）の全部が支配株主（当該株式交換後に行われる適格合併により当該対価株式が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人を含む。以下この号において同じ。）により継続して保有されることが見込まれていること（当該株式交換後に当該株式交換完全親法人（当該株式交換完全子法人の株主が当該株式交換により同条第十二号の十七に規定する株式交換完全支配親法人株式の交付を受ける場合にあつては、同号に規定する全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人）を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該株式交換の時から当該適格合併の直前の時まで当該対価株式の全部が支配株主により継続して保有されることが見込まれていること。）。

第四条の三第十八項第六号中「当該株式交換後に当該株式交換完全親法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には当該株式交換の時から当該適格合併の直前の時まで当該株式交換完全親法人が当該株式交換完全子法人の発行済株式等の全部を保有する関係が継続し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人と当該株式交換完全子法人との間に当該合併法人による完全支配関係が継続することが見込まれていることとし、」を削り、「が当該株式交換完全子法人の発行済株式等の全部を保有する関係が継続する」を「と当該株式交換完全子法人との間に当該株式交換完全親法人による完全支配関係が継続する」に、「適格合併等（」を「適格合併（」に、「適格合併及び」を「ものを除く。）、適格分割（」に、「適格分割を除く。）」を「ものを除く。）又は適格現物出資（以下この号において「適格合併等」という。）」に、「後に当該株式交換完全親法人が当該株式交換完全子法人の発行済株式等の全部を保有する関係」を「の時から当該適格合併等の直前の時まで当該株式交換完全親法人と当該株式交換完全子法人との間に当該株式交換完全親法人による完全支配関係」に改め、「適格合併等後に当該株式交換完全親法人」の下に「（当該株式交換完全親法人による完全支配関係がある法人を含む。）」を加え、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第二条第十二号の十六ロ」を「第二条第十二号の十七ロ」に改め、同項各号を次のように改める。

一　株式交換等前に当該株式交換等に係る株式交換等完全子法人と株式交換等完全親法人との間にいずれか一方の法人による支配関係（当該株式交換等が無対価株式交換である場合にあつては、親法人完全支配関係がある場合における当該支配関係に限る。）があり、かつ、当該株式交換等後に当該株式交換等完全子法人と株式交換等完全親法人との間に当該いずれか一方の法人による支配関係が継続すること（当該株式交換等後に次に掲げる適格合併を行うことが見込まれている場合における当該株式交換等完全親法人との間の関係（次号に掲げる関係に該当するものを除く。）

イ　当該株式交換等完全親法人を被合併法人とする適格合併（以下この号において「特定適格合併」という。）　当該株式交換等の時から当該特定適格合併の直前の時まで当該株式交換等完全子法人と株式交換等完全親法人との間に当該株式交換等完全親法人による完全支配関係が継続し、当該特定適格合併後に当該株式交換等完全子法人と当該特定適格合併に係る合併法人との間に当該合併法人による完全支配関係が継続すること（当該株式交換等後に口に掲げる適格合併を行うことが見込まれている場合には、口に定める要件に該当すること。）。

ロ　当該株式交換等完全子法人を被合併法人とする適格合併　当該株式交換等の時から当該適格合併の直前の時まで当該株式交換等完全子法人と株式交換等完全親法人（特定適格合併に係る合併法人を含む。）との間に当該株式交換等完全親法人による完全支配関係が継続すること。

二　株式交換等前に当該株式交換等に係る株式交換等完全子法人と株式交換等完全親法人との間に同一の者による支配関係（当該株式交換等が無対価株式交換である場合にあつては、同一者完全支配関係又は親法人完全支配関係がある場合における当該支配関係に限る。）があり、かつ、次に掲げる要件の全てに該当することが見込まれている場合における当該株式交換等完全子法人と株式交換等完全親法人との間の関係

イ　当該株式交換等後に当該同一の者と当該株式交換等完全親法人との間に当該同一の者による支配関係が継続すること（当該株式交換等後に当該株式交換等完全親法人又は株式交換等完全子法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該株式交換等の時から当該適格合併の直前の時まで当該支配関係が継続すること。）。

ロ　当該株式交換等後に当該同一の者と当該株式交換等完全子法人との間に当該同一の者による支配関係が継続すること（当該株式交換等後にイに規定する適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該株式交換等の時から当該適格合併の直前の時まで当該支配関係が継続すること。）。

ハ　当該株式交換等後に次に掲げる適格合併を行うことが見込まれている場合には、それぞれ次に定める要件に該当すること。

(1)　当該同一の者を被合併法人とする適格合併　当該株式交換等の時から当該適格合併の直前の時まで当該株式交換等完全子法人と株式交換等完全親法人との間に当該株式交換等完全親法人による完全支配関係が継続すること（当該株式交換等後に(2)又は(3)に掲げる適格合併を行うことが見込まれている場合には、それぞれ(2)又は(3)に定める要件に該当すること。）。